

ふるさと御所 歴史探訪

五人組制度

〈1〉

今月号から何回かに分けて江戸時代の法令の概要と五人組制度について説明します。

五人組制度について、高等学校の教科書には、「百姓は数戸ずつ五人組に編成され、(中略)納税や犯罪などに連帯責任を負わされた」と書かれています(『詳説日本史B』、山川出版社)。これが五人組の固定概念になっているようですが、連帯責任ということではなく、なんとなく暗いイメージがあるように思えます。しかし、昨年10月号で説明した年貢の問題と同じで、歴史の常識には違っていることが多いようです。まず、江戸時代の法令の概要について述べることにします。法令には、恒

久的に定められたものと、その時々に出されたものがあります。恒久的なもの代表が、先月号で説明しました高札です。これは幕府が定めたものが、幕府以外には、大名・代官等の支配者によるもの、村や町で定めたものがあります。現在と同じく、国の法律、都道府県条例、市町村条例のようなものがあります。

支配者が住民を対象として定めた法令として、「五人組帳前書」があります。条数や内容は、支配者によって異なりますが、高取藩預時代(1794~1856)は、全部で61条でした。「五人組帳」は、前書の内容を守ることを誓約するとい



写真1

う意味で、町役人以外の全員が、記名・捺印しています。その一部を写真1に示します。これらについては、次号以降で説明することにします。

江戸時代の法令のほとんどは、その時々に出されたものです。これには、「触」と「達」の2種類がありました。触は一般に広く通達するもので、達は特定の役所または関係者だけに通達す

るものです。先月号の写真2には「太政官触達」と書かれています。これらにも、幕府が出したものと支配者が出したものとがありました。

8代將軍徳川吉宗は寛保3年(1743)に、それまでに幕府が出した触を集めて編纂させました。それを『御触書寛保集成』といいます。その後、宝暦期(1751~64)、天明期(1781~89)、天保期(1830~44)にも編纂され、これらは活字になっていきます。市立図書館には、『御触書宝暦集成』と『御触書天保集成』上・下の3冊がありますので、ご興味のある方はご覧ください。

これらは、回覧形式で村々に伝えられました。回覧の順番が決められており、隣の村から来た触書を書き写し、次の村へ送るという方法です。御所町で書き写したものは、「公用帳」とし



写真2

て残っています。天保8年(1837)のもの表紙を写真2に示します。

この天保8年2月に大阪で「大塩平八郎の乱」が起こりました。役人であった大塩は、役人の不正や米の高騰に抗議して乱を起こしましたが、失敗し

て逃走しました。公用帳に書かれている手配書の一部が写真3です。ここに書かれている大塩の人相書は、左記の通りです。

一年齡四拾五六歳。一顔細長ク色白キ方。一眉毛細ク薄キ方。一額開キ月代青キ方。一眼細クつり候方。一鼻常躰。一耳常躰。一せい常躰中肉。一言舌さハヤカニ而突き方。



写真3

テレビドラマに出てくる人相書とは、ずいぶん違っているようです。歴史が嫌いであった私が、古文書を調べようになったのは、偶然この手配書を見つけたのがきっかけです。地方に中央からの情報が伝わっていることに驚くとともに、古文書的重要性に気付いたのです。《注》「鋭き」の意味か《(文責 中井陽一)